

2021
11.1

NEWS RELEASE

Vol
31

冬の寒さが増してきました。どうやら秋は一瞬で過ぎ去ってしまったようです。さて、プラザよりグリーン住宅ポイント発行申請の延長等についてご案内いたします。

01. グリーン住宅ポイント発行申請の期限延長！

国土交通省より「グリーン住宅ポイント制度」のポイント発行の申請期限等を行うと発表がありました。

10月31日が申請期限となっていましたが、これを

郵送・窓口での申請は11月30日まで、

オンライン申請は12月15日まで延長となりました。

また、リフォーム工事のポイント発行申請に係る運用の変更もございます。

リフォーム工事の請負契約額が1,000万円未満（税込）の場合、工事完了後にポイント発行申請を行うこととしておりましたが、新型コロナウイルスの影響により工事が遅延し、期限までに工事を完了させることが難しい場合は、**10月31日までの契約であれば、工事完了前であってもポイント発行申請を行うことができるようになりました。**

まだ申請をされていない方は、お早めにお手続きください。

ポイントの申請に関するお問い合わせは、グリーン住宅ポイント事務局まで！
下記URLもしくはQRコードよりアクセスください。

<https://greenpt.mlit.go.jp/>



02. ご意見をお聞かせください

住まい相談プラザでは、充実した住情報のご提供や更なるサービス向上を目指すため、下記URLにて、県民の皆様からご意見を伺っております。（所要時間：3分程度、設問数：9問）
ご協力よろしくお願いたします。

埼玉県マスコット
「コバトン」

**こちらのQRコードから
ご回答いただけます！**



よくある相談事例FAQ（公社HPより）

Q. 仲介手数料以外の費用等について教えてください。

A. 通常の仲介業務によって発生する費用、例えば、一般的に行われる広告費や購入希望者の現地案内に関わる費用は、売買契約成立時に発生する仲介手数料に含まれますから、これを依頼者に請求することはできません。ただし、『依頼者の特別な依頼』に基づいて実施した『通常の販売活動では行わない』広告宣伝の費用や、依頼者の希望で行った遠隔地の購入希望者との交渉のための出張旅費などについては、『実費』を仲介手数料とは別に、不動産業者は依頼者に請求することができます。

住まいに関するご相談は

●住まい相談プラザへ **お気軽にどうぞ**

【電話】

048-658-3017

【営業時間】

午前10時～午後6時30分

※年末年始(12/29～1/3)を除く



詳しくは